

# 小規模特別養護老人ホーム 「あっぶるの里 久保田」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(事業所番号 0690100391号)

あなたに対するサービス提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づいて、サービス提供契約に際して、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。わからないこと、わかりにくいことがありましたら、遠慮なくご質問ください。

## 目 次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業の目的と運営方針	2
4. 居室の概要	3
5. 従業者の職種、員数及び職務の内容等	3
6. 提供するサービス	4
7. サービス利用料金	5
8. 施設を退去していただく場合	7
9. 入院についての対応	8
10. 身元引受人	9
11. 残置物引取	9
12. 利用にあたっての留意事項	9
13. 感染症発生及び非常災害時の対策	10
14. 事故発生時及び緊急時の対応方法	10
15. 協力医療機関等	10
16. 秘密保持と個人情報の保護	11
17. 身体拘束等について	11
18. 虐待の防止について	12
19. 苦情・相談の受付	12

## 1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 慈福会
法人の種類	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 武田 秀 則
法人所在地	山形市久保田一丁目7-7
電話番号及びFAX番号	電話：647-6330 FAX：646-1133
設立年月日	平成23年6月10日

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	小規模特別養護老人ホーム 「あっぶるの里 久保田」
事業所の管理者	施設長 伊藤大介
開設年月日	平成24年4月1日
事業所の所在地	山形市久保田一丁目7-7
電話番号及びFAX番号	電話：647-6330 FAX：646-1133
入居定員	29人

## 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ユニットケアによる、在宅に近い環境を目指し利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1. ご契約者が地域の一員として地域と関わっていけるように、地域との関係を重視していきます。</li><li>2. 施設内外の環境整備に努め、ご契約者が快適な空間で生活できるようにします。</li><li>3. ご契約者のペースに合わせた支援を行い、楽しく生きがいを持って生活できるように努めます。</li><li>4. 異常の早期発見、感染の予防対策を徹底し、ご契約者の健康管理に努めます。</li><li>5. 職員間のコミュニケーションを密にし、チームワークを図り、明るい施設を創ります。</li><li>6. よりよい介護の実践の為に、介護技術の向上に努めます。</li></ol>

#### 4. 居室の概要

個室	29室	
食堂	3室	機能訓練室兼リビング
浴室	3室	個浴、チェア浴、特殊浴槽
トイレ	9室	各ユニットに3室

#### 5. 従業員の職種、員数及び職務内容等

##### ①従業員の職種、員数及び職務内容

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名		施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
生活相談員	1名		ご契約者の入退所、生活相談及び援助を行ないます。
介護職員	14名	3名	ご契約者の心身の状況に応じた日常生活の介護、相談及び援助を行います。
看護職員	1名		ご契約者の健康状態を把握し、健康管理への助言や必要な処置を行います。
機能訓練指導員	1名		ご契約者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行ないます。
介護支援専門員	1名		ご契約者の介護支援に関する業務を行ないます。
管理栄養士	1名		給食管理、ご契約者の栄養指導を行ないます。
医師		1名	ご契約者の診察及び保健衛生の管理指導を行ないます。
歯科医師		1名	ご契約者の診察、口腔ケア及び療養指導を行います。

##### ②主な職種の勤務体制

職種	勤務体制	職種	勤務体制
管理者	8:30~17:30	介護職員	早勤2 7:00~16:00
生活相談員	8:30~17:30		早勤4 8:00~17:00
看護職員	早勤2 7:00~16:00		日勤 8:30~17:30
	早番4 8:00~17:00		遅勤3 10:00~19:00
	日勤 8:30~17:30	遅勤4 10:30~19:30	
		夜勤 17:00~ 9:00	
管理栄養士	8:30~17:30	介護支援専門員	8:30~17:30
機能訓練指導員	8:30~17:30		

## 6. 提供するサービス

### ①サービスの概要

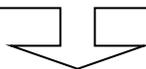
提供するサービスの内容		<p>入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他ご契約者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご契約者の心身機能の維持を図るサービスです。</p>
サービスの 内容	食 事	<p>食事の提供及び食事の介助をします。</p> <p>身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。</p> <p>ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。</p> <p>〔栄養管理の評価〕</p> <p>①栄養管理体制に対する評価</p> <p>常勤の管理栄養士を配置し、ご契約者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を提供行なう。</p> <p>②栄養ケアマネジメントに対する評価</p> <p>常勤の管理栄養士を配置し、ご契約者の栄養状態を把握し、医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員その他の職種が共同して、摂取・嚥下機能に着目した食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、定期的な評価や必要に応じて見直しをする。</p> <p>③療養食に対する評価</p> <p>常勤の管理栄養士によって食事の提供が管理され、ご契約者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行なう。</p> <p>④経口摂取への移行に対する評価</p> <p>経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行う必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施する。</p>
	排 泄	<p>ご契約者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</p>
	入 浴	<p>ご契約者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清潔、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。</p> <p>そして安全で快適な入浴援助を行います。</p>
	口 腔	<p>口腔の健康状態の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。</p>
	機能訓練	<p>ご契約者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下の防止に努めます。</p>

	健康管理	医師や看護師が健康管理を行います。 血圧測定、体温測定等、ご契約者の健康状態の把握に努めます。
	余暇活動	季節やご契約者の状態に応じ、室内・屋外・外出での活動を行います。レクリエーション的なものに限らず、生活に密着した内容を中心とします。
	その他自立支援への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるように援助します。</li> <li>・口腔、栄養、機能訓練、褥瘡、排泄などの情報を厚生労働省に提出し、それぞれの当該情報の適切かつ有効な実施のために活用します。</li> </ul>
	事故の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全対策担当者（事故防止委員長）を設置して、リスクアセスメントを行い、事故の予防に努めます。</li> </ul>

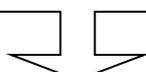
## ②ケアプランの作成

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成および変更は次の通り行います。

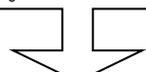
①当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）が施設サービス計画の原案作成やその為に必要な調査等の業務を担当します。



②作成した施設サービスの計画の原案について、ご契約者様およびそのご家族に対して説明し、同意を得たうえで作成します。



③施設サービス計画は、要介護認定有効期間に1回、もしくはご契約者の状態変化におよびご家族等の要請に応じて変更の必要性があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者およびそのご家族等と協議して、変更します。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



## 7. サービス利用料金

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、基本利用料の1割負担及び2割負担及び3割負担の額です。

### ① 施設サービス費

介護度	基本利用料	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
要介護1	6,820円/日	682円/日	1,364円/日	2,046円/日
要介護2	7,530円/日	753円/日	1,506円/日	2,259円/日
要介護3	8,280円/日	828円/日	1,656円/日	2,484円/日
要介護4	9,010円/日	901円/日	1,802円/日	2,703円/日
要介護5	9,710円/日	971円/日	1,942円/日	2,913円/日

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面にてお知らせします。

(注2) 平成27年8月から

一定以上所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が2割になります。

① 65歳以上の方で、合計所得金額が160万以上の方(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上)

② 同一世帯の65歳以上の年金収入+その他の合計所得金額が、2人以上の世帯で346万円以上。

(注3) 平成30年8月から

単身世帯で年金と年金以外の所得合計が340万円以上、夫婦世帯で463万円以上の方が3割負担となります。

#### 社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

社会福祉法人による利用者負担軽減制度	<p>①老齢福祉年金の受給者や市民税非課税世帯である方等で生計の困難な方が対象です。</p> <p>②「山形市社会福祉法人利用者負担軽減確認証」を提示された月から利用料負担の軽減ができます。</p>
--------------------	---

#### ②加算料金

別紙1のとおりとし、加算要件に該当する際に算定します。

#### ③その他の算定

算定内容	算定の要件	基本料金	利用者負担金
入院又は外泊時の算定	入院または外泊の期間は初日及び最終日は含まず、連続して7泊の入院または外泊を行う場合は、6日を限度として所定単位数に代えて算定(1日につき)	2,460円	246円

#### ④介護保険給付対象外サービス

居住費	1日につき 2,010円 利用者負担段階については、介護保険負担限度額認定証の記載内容に基づきます。負担額は下記(介護保険利用者負担限度額)の通りです。
食費	1日につき 1,575円 利用者負担段階については、介護保険負担限度額認定証の記載内容に基づきます。負担額は下記(介護保険利用者負担限度額)の通りです。 ※行事等で外食した際は、実費を負担いただきます。
レクリエーション活動費	材料代等の実費をいただきます。
理髪・美容	理容師の出張による理髪サービスを利用することができます。 利用料金：2,000円(散髪のみ) 2,500円(顔そり含む)
光熱費	1日30円、1ヵ月(30日)900円の実費をいただきます。 ただし、7月から9月と11月から3月の期間となります。 ※1ヵ月15日以上の入居実績がある場合は1ヵ月分の光熱費をいただきます。

その他	日常生活において通常必要となる経費であって、ご契約者負担が適当と認められるもの（ご契約者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。
-----	--

※介護保険利用者負担限度額

(単位：円)

	居住費（1日あたり）	食費（1日3食分）	合計
第1段階	820円	300円	1,120円
第2段階	820円	390円	1,210円
第3段階①	1,310円	650円	1,960円
第3段階②		1,360円	2,670円
第4段階	2,010円	1,575円	3,585円

※令和6年8月1日より居住費変更、別紙参照。

#### ⑤入院期間中の利用料金

介護保険	入院期間中は、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。 1ヶ月6日までを限度とし、1日246円
居住費	入院期間においても全額いただきます。 ただし、介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証の有効は6日間までであり、7日目以降は当施設で定める居住費（2,010円）をいただきます。

#### ⑥利用料金のお支払い方法

利用料、その他の費用の請求	サービスの利用料金等は、毎月1日を起算日とする1ヶ月毎に計算し、ご請求いたします。 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃までにご契約者宛にお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	請求月26日に、ご指定の金融機関より自動口座引き落としにて、引き落としさせていただきます。

### 8. 施設を退居していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続して利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合</li> <li>② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合</li> <li>③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスが不可能になった場合</li> <li>④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合</li> <li>⑤ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）</li> <li>⑥ 事業者から退居の申し出を行なった場合（詳細は以下をご参照ください。）</li> </ul> |
|---|

(1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者からの退所を申し出ることができます。その場合には、退去を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご契約者が入院された場合</li><li>③ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合</li><li>④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑤ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑥ 他の入居者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただく場合があります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者がサービス利用料金等の支払いが3ヶ月以上遅延し、その後1ヶ月間に2回の催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ ご契約者が、故意または重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合</li><li>④ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合</li><li>⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合</li></ul> |
|--|

## 9. 入院についての対応

当施設に入居中に、医療機関への入院の必要性が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日以内の 短期入院の場合	6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。 但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
-------------------------	--

②7日以上3ヶ月以内の入院の場合	3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。
③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合	3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。退院された場合、優先的に再入居することができます。(上記②と同様)

## 10. 身元引受人

契約書の規程に基づき、身元引受人をご指定ください。身元引受人の主な責任は以下のとおりです。

<ol style="list-style-type: none"> <li>① ご契約者の事業者に対する経済的責務</li> <li>② ご契約者の入院に関する手続き・費用負担</li> <li>③ 契約終了後のご契約者の受け入れ先の確保</li> <li>④ ご契約者が死亡した場合のご遺体及び残置物の引き取り等</li> <li>⑤ 施設サービス計画書の説明面談への参加、その他のご契約者に関して必要と思われる事項</li> </ol>
---

## 11. 残置物引取

残置物について	<p>当施設は、身元引受人（残置物引取人）に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。</p> <p>また、引渡しや処分等にかかる費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただきます。</p>
---------	--

## 12. 利用にあたっての留意事項

設備、備品の使用	施設内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力行為や騒音等其他のご入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。</li> <li>・無断で他のご入居者の宿泊室に入らないようにしてください。</li> <li>・職員への身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等の行為に対して、適切な措置を講じます。</li> </ul>
飲酒、喫煙	<p>施設内での飲酒はご遠慮ください。</p> <p>施設内は禁煙になっております。</p>

宗教活動、政治活動、 営利活動	施設内で他のご入居者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
その他禁止事項	他の入居者、家族及び職員と金品の貸し借りをを行うことは禁止しております。 職員への贈答品は、お断りしております。 特定の職員に対し、個人的に連絡を行うことはご遠慮ください。

### 1 3. 感染症発生及び非常災害時の対策

感染症発生、非常災害等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防に努め、発生時は感染対応マニュアルに基づき、感染拡大させないように対応します。</li> <li>・当施設の災害時計画に従い、迅速且つ安全な避難誘導を行います。</li> <li>・火災においては、消火器による初期消火を行います。</li> </ul>
業務継続、訓練等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染発生時、災害発生時においても、介護サービスが継続的に提供できるように、業務継続計画を策定し、研修、訓練を実施します。</li> <li>・感染、災害に備えるため、まん延防止、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います（火災避難訓練は年2回）。</li> </ul>

### 1 4. 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応	<p>①ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご契約者の家族、保険者（山形市）に連絡するとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>②ご契約者に対する指定介護老人ホーム福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに双方協議を行います。</p> <p>③発生した事故に対して、リスクマネジメントを行い、再発防止に努めます。</p>				
緊急時の対応	<p>ご契約者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時に、主治医または協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。状況によっては、事業者の判断で救急隊への依頼または緊急受診を行います。また、1年に1回、主治医または協力医療機関と急変時の対応方法の見直しを行います。</p>				
家族等	①緊急時の 連絡先	氏名		続柄	
		住所			
		電話		携帯	
	②緊急時の 連絡先	氏名		続柄	
		住所			
		電話		携帯	

## 15. 協力医療機関等

協力医療機関	あきらクリニック
	所在地：山形市南四番町 12-10                      電話：687-1855
	篠田総合病院
	所在地：山形市桜町 2-68                      電話：623-1711
協力歯科医療機関	一般社団法人 口腔ケアサポートステーション
	所在地：山形市南原町 2 丁目 8-47-2F
	電話：687-1460

## 16. 秘密保持と個人情報の保護

ご契約者及びその家族に関する秘密保持について	<p>事業所及び事業所の従事者は、サービス提供するうえで知り得たご契約者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p>
従業者に対する秘密の保持について	<p>就業規則にて従業者は、サービスを提供するうえで知り得たご契約者及びそのご家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。</p>
個人情報の保護について	<p>事業所は、ご契約者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてご契約者及びご家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>事業者は、ご契約者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

## 17. 身体拘束等について

身体拘束等の禁止	<p>事業所は、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行いません。但しご契約者又は他のご入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束をする場合があります。</p>
緊急やむを得ない場合の検討	<p>緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成する「身体拘束廃止委員会」及び「身体拘束適正化委員会」で検討会議を行います。個人では判断しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該ご契約者又は他のご入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。</li> <li>・身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。</li> <li>・身体拘束が一時的であること。</li> </ul>
家族への説明	<p>緊急やむを得ない場合は、あらかじめご契約者の家族に、身体拘束等の内容、</p>

	目的、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を得た文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
身体的拘束等の記録	身体拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、ご契約者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

## 18. 虐待の防止について

虐待の防止	虐待防止に関する担当者（身体拘束廃止委員長）を設置して、委員会を開催し、入居者の人権の擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生と再発を防止します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用を支援します。</li> <li>・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。</li> </ul>

## 19. 苦情・相談の受付

施設による苦情・相談の受付	<p>当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。</p> <p>利用受付時間 8：30～17：30</p> <p>相談窓口（担当者） 渡邊 玲子（生活相談員）</p>
その他	<p>山形市役所 介護保険課 641-1212</p> <p>山形県国民健康保険団体連合会 0237-87-8003</p>

## 20. その他

利用者様の安全並びに介護サービスの質の確保等に資する方策を検討するための委員会の設置	介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置します。
--	---

令和 年 月 日

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス提供開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

事業所所在地	山形市久保田一丁目7-7
事業者法人名	社会福祉法人 慈福会
法人代表者名	理事長 武田 秀 則 <span style="float: right;">⑩</span>
事業所名称	地域密着型小規模特別養護老人ホーム 「あっぴるの里 久保田」
説明者氏名	<span style="float: right;">⑩</span>

私は、本書面に基づいて、重要事項の説明を確かに受けました。

契約者	住 所	
	氏 名	⑩
署名代行者	住 所	
	氏 名	⑩
	続 柄	
身元引受人	住 所	
	氏 名	⑩
	続 柄	

## 加算料金について

以下の要件を満たす場合、施設サービス費に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
日常生活継続支援加算	算定日の属する月の全6ヶ月間又は全12か月間における新規入所者の総数のうち、介護度4、5の入居者が70%以上、もしくは認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入居者が65%以上で、尚且つ介護福祉士が入居者6名に対して1以上配置している場合（1日につき）	460円	46円
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置している場合（1日につき）	120円	12円
（看護体制加算Ⅱ）	看護師を入居者25名に対して1名以上配置している場合（1日につき）	230円	23円
特別通院送迎加算	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある物に対して、1月に12回以上、通院のための送迎を行った場合（1月につき）	5,940円	594円
新興感染症等施設療養費	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当するサービスを行った場合（1月に1回、連続する5日を限度）	2,400円	240円
夜勤職員配置加算Ⅱ	最低基準を1以上上回る数の夜勤職員が配置されている場合（1日につき）	460円	46円
個別機能訓練加算Ⅰ	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置し、計画的に機能訓練を行った場合（1日につき）	120円	12円
個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰを算定し、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合（1月につき）	200円	20円

<p>栄養マネジメント強化加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士を常勤換算で入居者の数を 50 で除して得た数以上配置している場合</li> <li>・低栄養状態のリスクが高い入居者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週 3 回以上行い、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施する</li> <li>・低栄養状態のリスクが低い入居者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応する</li> <li>・入居者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する</li> </ul> <p>（1 日につき）</p>	<p>110円</p>	<p>11円</p>
<p>経口維持加算Ⅰ</p>	<p>経口により食事を摂取する者であって、摂取機能障害を有し、誤嚥が認められ医師又は歯科医師の指示に基づき、その他の職務者が共同して、栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、経口維持計画を作成している場合</p> <p>（1 月につき）※</p>	<p>4,000円</p>	<p>400円</p>
<p>経口維持加算Ⅱ</p>	<p>協力歯科医療機関を定める指定地域密着型老人福祉施設が、経口維持加算（Ⅰ）算定している場合であって、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は、言語聴覚士が加わった場合</p> <p>（1 月につき）</p>	<p>1,000円</p>	<p>100円</p>
<p>療養食加算</p>	<p>疾病治療の手段として、医師の発行する食事せんに基づいた特定の治療食を提供した場合。</p> <p>（1 回につき、1 日 3 回を限度）</p>	<p>60円/1回</p>	<p>6円/回</p>
<p>科学的介護推進体制加算Ⅰ</p>	<p>ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している</p> <p>（1 月につき）</p>	<p>400円</p>	<p>40円</p>
<p>科学的介護推進体制加算Ⅱ</p>	<p>科学的介護推進体制加算Ⅰの要件に加えて、疾病の状況や服薬情報等も、厚生労働省に提出している。</p> <p>（1 月につき）</p>	<p>500円</p>	<p>50円</p>

看取り加算	見取りの体制ができ、当該施設において看取り介護を行った場合	死亡日以前31日以上45日以下	720円	72円
		死亡日前4日～30日	1,440円	144円
		死亡日前日、前々日	6,800円	680円
		死亡日	12,800円	1,280円
初期加算	入居した日から起算して30日以内 (1日につき)	300円	30円	
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(1回のみ)	200円	20円	
再入所時栄養連携加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関に入院し、退院して再入所した場合、入院前とは大きく異なる栄養管理、特別食等※が求められ、施設の栄養管理士が医療機関と連携して栄養ケア計画を策定した場合。</li> <li>疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量および内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食および特別な場合の検査食</li> </ul> (1人につき1回を限度)	2,000円	200円	
在宅復帰支援機能加算	入居者が在宅復帰する際、家族等と連絡調整を行い必要な支援を行っている場合(1日につき)	100円	10円	
退所時等相談援助加算	退所前後訪問相談援助加算	退居にあたって居宅を訪問し、相談援助を行った場合(1回 必要と認められ場合は2回)	4,600円	460円
		退居後30日以内に家族等に対して相談援助を行った場合(1回を限度)		
	退所前連携加算	退居し、居宅サービスまたは地域密着型サービスまたは社会福祉施設等に入所する際、相談援助を行った場合(1回を限度)	4,000円	400円
		退居し居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合、情報提供やサービスの調整を行った場合(1回を限度)		
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者について、その医療機関に、入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合(1回を限度)	2,500円	250円	

	退所時栄養情報連携 加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、該当者の栄養管理に関する情報を提供する場合。</li> <li>・厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者が対象。</li> </ul> <p>(1回を限度)</p>	700円	70円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		処遇改善交付金交付の加算要件(Ⅰ)に該当	所定単位数の83/1000	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		特定処遇改善交付金交付の加算要件(Ⅰ)に該当	所定単位数の27/1000	
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ支援交付金交付の加算要件に該当	所定単位数の16/1000	

※処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は令和6年6月1日より一本化、  
別紙参照。

別紙2

◎令和6年6月1日より、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化されて、「介護職員等処遇改善加算」に変更します。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	処遇改善交付金交付の加算要件（Ⅰ）に該当	所定単位数の140/1000
----------------	----------------------	----------------

◎令和6年8月1日より、基準費用額（居住費）を、全ての居室類型で1日当たり60円分増額します。

※介護保険利用者負担限度額

（単位：円）

	居住費（1日あたり）	食費（1日3食分）	合計
第1段階	880円	300円	1,180円
第2段階	880円	390円	1,270円
第3段階①	1,370円	650円	2,020円
第3段階②		1,360円	2,730円
第4段階	2,070円	1,575円	3,645円